令和2年度4月入所に関するお知らせ町内保育施設

お越しください。の方は必ず、子ども家庭課子育て係窓口まで書類の受け取りにの方は必ず、子ども家庭課子育て係窓口まで書類の受け取りに書・しおり等の書類の配布及び説明を行いますので、入所希望9月2日(月)より、町内保育施設令和2年度4月入所の申込

▼書類配布開始日時=9月2日(月)午前8時30分より随時配布

▼令和2 年度4 月入所申込受付期間=

午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)10月1日(火)~11月20日(金)(土・日・祝日を除く)

▼保育施設入所基準=町が定める「保育を必要とする事由」に

に行っているため、就学のため、その他産後間もないため、疾病・障がいのため、求職活動を継続的(例)就労のため(1ヶ月当たり6)時間以上)、妊娠中または出

市区町村の締切の15日前までとなります。事前にご確認ください。なお、その場合の申込受付は希望先異なる場合がありますので、希望先市区町村の受付期間を※町外の保育施設を希望される方は、申込受付期間が上記と

入所となります。※申込順は入所選定に影響しません。 **→入所の選定基準=**利用調整基準による合計点数が高い方から

▼問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎ (6) 9130

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識74

ペダルなし二輪遊具による子どもの事故に注意!

事例1]ヘルメットは着用していたが、道路で乗っていた。坂を下りているときに**道路や坂道では乗らない、ヘルメット着用を徹底しましょう**

は着用していた。 突し、その勢いで前方に1回転した。おでこと右ひざに擦り傷を負った。 ヘルメット[事例2] 下り坂を走行中、道路のへこみに引っかかって、止まれず頭から地面に激 止まれず電柱で顔面を打撲した。

ろうとして右側に転倒した。その際に走行中の自転車にぶつかり頭部に切り傷。事例3 ヘルメットを着用せず、道路で乗っていた。道路を走行中、交差点で止ま

配いかぎり唇の唇を配ける リートの地面にぶつかったが嘔吐や意識消失はなかった。ヘルメット着用はなく、|**事例4**| 公園のコンクリートの坂道を下っていたときに転倒した。顔面からコンク

ペガントノニ論を引く カ思目伝真 くず腕とひざの擦り傷で腫れた。

る場合もある。 足で蹴って進む。トレーニングバイク、ランニングバイクなどの名称で呼ばれてい足で蹴って進む。トレーニングバイク、ランニングバイクなどの名称で呼ばれていレーキが取り付けられていないものが主流。幼児がバランスを取りながら、地面を、ダルなし二輪遊具・・・幼児自転車と異なり、ペダルやチェーンはなく、ブ

も考えられます。道路での使用は絶対にやめましょう。自転車との接触・衝突などの危険性があり、自動車との大きな事故につながること・ペダルがないため、道路交通法で定められた自転車には該当しません。歩行者や

るため、転倒の危険性が高まります。・公園や広場であっても、坂道や傾斜のある場所での走行は予期せぬスピードが出

でなく靴を履くようにしましょう。し、グローブやプロテクターなどの保護具を併用するとともに、はだしやサンダル・転倒した場合の頭部への衝撃やケガを減らすために、幼児用ヘルメットを着用

必ず保護者が立ち会い、子どもから目を離さないようにしましょう。

▼相談日時=月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時~正午、午後1時~4時

相談場所=上三川町消費生活センター(地域生活課内)

•相談専用電話番号= (5) 9153

医療費助成制度についてのお知らせです!

町では、病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上および福祉の増進を図ることを目的とし妊産婦さん・お子さん・ひとり親家庭の方を対象に、病気やケガで医療機関を受診した際の医療費のうち、『保険診療分の自己負担金』について助成を行っています。

医療費助成制度を受ける場合には、事前に登録が必要です。登録してある受給資格内容が変わった場合は、速やかに子ども家庭課にて変更手続きをお願いします。

○登録手続き(住民課窓口:児童医療費/子ども家庭課窓口:妊産婦、ひとり親家庭医療費)

持参するもの:保険証(対象者のもの)、印かん

○保険証の変更(子ども家庭課窓口)

持参するもの: 受給資格証、保険証(対象者のもの)、印かん

☆医療費助成の財源は皆さんの大切な税金ですので、制度を維持するためにも下記の内容をご確認い ただき、適正な受診にご協力くださいますようお願いいたします。

○体の不調を感じたら早期に受診を

早期に受診することで皆さんの健康を守ることはもちろん、医療費を抑えることにもつながります。体のことで不安なことがあれば、医療機関に相談してみましょう。

○休日や夜間の受診を見直しましょう

休日や夜間などの時間外に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診することができないか一度 考えてみましょう。時間外の受診は割増料金がかかることがあるほか、何よりも緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたす恐れがあります。休日や夜間の急な病気やケガにどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時には、「電話相談」も実施していますのでぜひご利用ください。

子ども「とちぎ子ども救急電話相談」

[電話番号] #8000 または TeL028(600)0099

[相談時間]月曜~土曜日 午後6時~翌朝8時

日曜、祝休日 午前8時~翌朝8時(24時間)

大人(概ね15歳以上)「とちぎ救急医療電話相談」

[電話番号] #7111 または TeL028(623)3344

[相談時間] 月曜~金曜日 午後6時~10時

土曜、日曜、祝休日 午後4時~10時

○かかりつけ医を持ちましょう

何かあったらすぐに受診や相談ができるかかりつけ医は、それまでの病歴や健康状態、体質等を把握しています。体調の変化など気になることがあったときに、すぐ相談できることで病気の早期発見につながります。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎ 56 9 1 3 2 相談支援係 ☎ 56 9 1 3 7



